

令和7年7月17日提出

文化財保存活用地域計画の認定について

標記について、次のとおりお知らせします。

内 容	国の文化審議会(会長 しまたに ひろゆき 島谷 弘幸)は、令和7年7月18日(金)に開催される同審議会文化財分科会において、新たに認定すべき文化財保存活用地域計画について文化庁長官に答申し、文化庁長官は答申のあった文化財保存活用地域計画を認定する予定で、本市の文化財保存活用地域計画が認定される予定です。 これにより、長崎県内では4番目の認定となります。 ○諫早市文化財保存活用地域計画※概要は別添のとおり 令和4年から計画作成開始。 【参考】「文化財保存活用地域計画」とは 市町における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画で、文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと、短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプランからなる。 地域の歴史や文化の文脈に沿って、多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することを目指しており、地域の特徴を活かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承に繋げることが期待される。 認定されると、国登録文化財にすべき物件を国に提案できるほか、国庫補助金の優遇が受けられるなどの利点がある。
問い合わせ先	諫早市 経済交流部 文化振興課 担当:野澤・平古場 電話番号:0957-22-1500(内線 3672) E-mail:bunka@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備 考 (記事解禁日等)	報 道 解 禁 全国一斉 TV・ラジオ・インターネット…7月18日(金)17時以降 新聞…7月19日(土)付朝刊

16 諫早市文化財保存活用地域計画【長崎県】

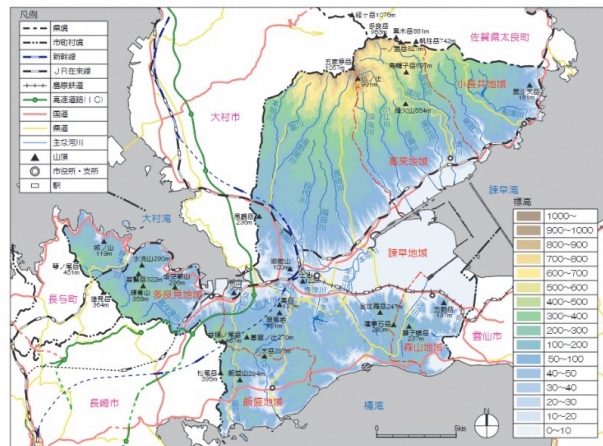
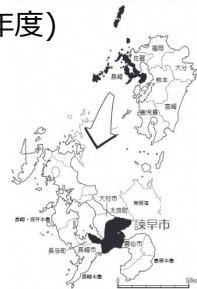
【計画期間】令和7年～11年度（5年間）

【面積】341.79Km²

【人口】約13.2万人

【関連計画等】

日本遺産「砂糖文化
を広めた長崎街道
～シュガーロード～」
(R2年度)



指定等文化財件数一覧

区別／種別			国		県	市	計
			指定・選定	登録	指定	指定	
有形文化財	建造物		1	2	0	13	16
	美術工芸品	絵画	0	0	0	3	3
		彫刻	0	0	6	5	11
		工芸品	0	0	1	1	2
		書跡・典籍	0	0	0	0	0
		古文書	0	0	0	6	6
		考古資料	0	0	0	0	0
		歴史資料	1	0	1	1	3
無形文化財		0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	3	6	9	
	無形の民俗文化財	0	0	2	1	3	
記念物	遺跡（史跡）	0	0	5	19	24	
	名勝地（名勝）	0	0	0	2	2	
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	4	0	4	6	14	
文化的景観			0	-	-	-	0
伝統的建造物群			0	-	-	-	0
計			6	2	22	63	93

指定等文化財は93件、未指定文化財は2,220件把握

歴史文化の特徴

1. 多良岳の火山活動から生まれた独特の地形

多良岳は成層火山の特徴を持ち、雄大な裾野をもつ形が良い山で、裾野に連なる台地は、有明海、橘湾、大村湾の3つの海に面して、独特の地形を形成している。

2. 3つの海と多良岳が育んだ人々の生活

特徴の異なる3つの海の沿岸で、それぞれの海の特徴をもつ遺跡が多くあり、当時の人々の豊かな生活や交流を知ることができる。大村湾沿岸の伊木力遺跡、有明海沿岸の西常盤貝塚、橘湾沿岸の有喜貝塚は長崎県の縄文時代を代表する遺跡である。

3. 諫早の自然を特徴づける暖温帯の植生

本明川河口に縄文時代からの植生を色濃く残す暖温帯の植生が良好に保存される「諫早市城山暖地性樹叢」があり人々の心を安らかにする自然林の役割を持つ。

4. 交通の結節点で発達した古代・中世の伊佐早

3つの海による海路と2つの半島につながる陸路を利用し、弥生時代から戦国時代まで様々な人や物が行き交い、多くの遺跡が遺された。

5. 長崎街道と多良海道・島原街道を通じて人や物が行き来した江戸時代の諫早

江戸時代の街道は永昌宿を分岐点とし、長崎、大村藩、鹿島藩（佐賀支藩）、島原藩への交通網が四方に広がった。多くの人・物・情報が街道沿いの諫早を行き来した。

6. 平安時代から伝わる荘厳な日本古来の信仰

多良岳山頂にあり古くから信仰を集めた金泉寺をはじめ、裾野にある社寺は、日本古来の信仰の姿を色濃く残し、現在も信仰が継続している。また、キリシタン大名に囲まれながらも古来の信仰が破壊されなかったことも特徴の1つである。

7. 本明川の水害と刻まれた記憶

多良岳を源流とし、急峻な山麓を南下し中流で東へ向きを変え有明海に注ぐ本明川はたびたび氾濫し、水害の記録が多く、川沿いの社寺等はその記憶を伝える。

8. 長崎港警備と佐賀藩諫早領、肥前浮立

江戸時代に外交の拠点の1つであった長崎に接するため、常に有事に備える佐賀藩の長崎警備の最前線に諫早領はあった。また、佐賀藩に分布する肥前浮立と呼ばれる民俗芸能が現在も広く継承されている。

推進体制

行政	諫早市の文化財の保存と活用を推進する部署（文化振興課、美術・歴史館）等
諫早市文化財保護審議会	
市民	市に在住・在勤の人々、文化財と歴史文化に興味を持つ人々
	歴史文化を学習する団体、文化財を保存・顕彰する団体、諫早市が加盟する広域的な組織 等
所有者	文化財の所有者・管理者、またはその団体、伝統芸能等を保存・継承する団体
専門家	大学や国公立の研究機関や博物館等の学術展示研究機関で専門に調査研究を行っている人材や研究団体

将来像 目標 課題 方針 具体的な事業の例	1 歴史文化と自然の継承と発展による心豊かなひとづくり					2 文化財を活用した観光振興による交流人口の拡大		
	1 歴史文化と自然を適切に保存し、次世代へ継承する		3 市民に親しまれる資源としての文化財の活用を図る			2 身近にある文化財について、市民による価値の再認識を促進する		
	目標 1 に関する課題		目標 3 に関する課題			目標 2 に関する課題		
	文化財の継続的な調査と公開が必要 調査・保存に関する人的体制と展示・収蔵施設が不十分		市民に対する文化財や歴史文化の情報発信が不十分 市外からの来訪者に対する情報発信が不十分 文化財を活用した観光振興の具体的な方策がない			市民の身近にある歴史文化を再認識することが必要 子供や大人が文化財を学習する機会の不足 広い世代で歴史文化を学習できる場の不足		
	文化財を継続的に調査し公開する 調査・保存に関する人的体制を充実し、文化財の展示・保存施設の管理を充実する		文化財や歴史文化を市民に情報発信する 市外からの来訪者に市の歴史文化の魅力を情報発信する 文化財や歴史文化の魅力を活かした観光振興を図る			市民に対して身近にある歴史文化の再認識を促す 子供や大人が文化財を学習する機会を充実する 広い世代で歴史文化を学習できる施設を運営する		
10 国指定文化財保存整備事業 眼鏡橋などの国指定文化財に関する保存・管理及び公開に関する業務。 ■ 行政、所有者 ■ R7～11		65 歴史の道観光文化交流推進事業 文化庁選定「歴史の道」百選に選定された長崎街道・多良海道を観光に活かすために、街道歩きなどの体験学習会、多良海道の環境整備などを隣接する佐賀県藤津郡太良町と共同して実施し、市外へ市HPや観光イベントなどを通じてアピールし、市への来訪者の増加へつなげる。 ■ 行政、専門家、市民 ■ R7～11			52 出張学芸員の学校教育・生涯学習連携事業 出張学芸員と小・中学校、高等学校、大学等の学校教育機関や公民館等の社会教育機関との連携を図り、幅広い世代に諫早の文化財と歴史文化をより身近に感じてもらう場を提供する。提供する学習は、総合学習及び探求の時間に位置付けることができるような内容とするように努める。 ■ 行政 ■ R7～11		 	
20 文化財職員専門・基礎研修事業 国及び県が開催する文化財関係の専門及び基礎研修を受講し担当者の専門的能力の拡張を図る。 ■ 行政 ■ R7～11		73 「千々石清左衛門の墓」公開活用事業 史跡の公開、出土品の公開を目的に、出土品の展示会や考古学研究者・歴史学研究者などによる講演会を開催し、史跡の周知を図る。 ■ 行政、専門家、所有者 ■ R9～11			55 諫早の特色ある埋蔵文化財活用事業 諫早の縄文時代を代表する遺跡である有喜貝塚、伊木力遺跡、西常盤遺跡について発掘調査の成果や出土品を展示し、特色ある縄文時代の歴史を学ぶ体験学習及び講演会等を開催する。 ■ 行政、専門家、所有者 ■ R7～9		  	

諫早市文化財保存活用地域計画の認定について

諫早市には、有明海、橘湾、大村湾の三つの海に面した自然豊かな風土により古代から形成・継承されてきた文化財や遺跡が数多くあります。計画に記載しております数量は指定文化財 93 件、未指定 2,220 件、これらは諫早市民の歴史文化的財産と言えます。

これまでの継承されてきた文化財保存のこれまでの在り方を大切にしながら、これからの諫早のまちづくりに活かしていきたいと考えております。

このたび、国（文化庁）から認定されました計画は、文化財の保存と活用をするために市が行うべき基本的な方針をまとめたものです。

これからも市民の皆様の御理解と御協力を得ながら、諫早市らしい文化財行政を推進していきたいと考えております。

令和 7 年 7 月 18 日 諫早市経済交流部長 田中 伸一